

年金定期預金

平成23年4月1日現在

商品名	自由金利型定期預金<M型> 【単利型】 年金定期預金
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫で公的年金を受け取っている個人 ・窓口に変更届を持参され当庫に年金の受取りを指定された個人 ・制度上年金受給権のない65歳以上の在日外国人
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1年 ・非自動継続(一般定期)又は自動継続(元金継続式のみ)
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000円以上500万円以内(預入店舗は1人1店舗) ・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括してお支払します。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期1年もの店頭表示金利+0.3% ・満期日以降に一括してお支払します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます)
手数料	_____
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優のお取扱いができます。
中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、別表「定期預金の中途解約利率一覧表」1の預入期間に応じた中途解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払します。
金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は、金庫ホームページ、ポスター等又は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部信金相談室(9時~16時50分、電話:072-621-9312)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人総合紛争解決センター(06-6364-7644)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部信金相談室又は全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
その他の参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・非自動継続(一般定期) 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・自動継続(元金継続式) 満期(継続)日以後の金利は満期(継続)時点における当庫所定の年金定期金利となります。 ただし、満期(継続)時、直近の年金振込日に当庫への年金振り込みがなされていない場合は満期(継続)後、当庫所定の年金定期金利は適用となりませんので満期解約等の変更手続きが必要です。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・本預金の取扱期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までです。